

新型コロナウイルス対策 「南阿蘇がんばる商品券」について

新型コロナウイルス感染症の影響下での村民生活の下支えおよび、低迷する村内店舗での消費を喚起することを目的とした、「南阿蘇村がんばる商品券」を発行します。

6月1日現在で南阿蘇村に住民登録があるすべての人に対して、一人当たり額面5,000円分(500円券10枚綴り)の商品券を交付します。

商品券は6月中旬ごろに村内全世帯に郵送します。南阿蘇村内の登録事業所にて、令和2年6月20日(土)から令和2年12月31日(木)まで使用できますので、感染症対策を十分におこなったうえでご利用ください。

また、今回の「南阿蘇村がんばる商品券」の利用店舗は、あらかじめ南阿蘇村商工会へ登録いただいている事業所のみが対象となります。村内の事業所で登録がお済みでない事業所は、登録申請期限が**令和2年6月5日(期間厳守)**までとなっておりますので、お忘れのないように南阿蘇村商工会に登録申請をおこなってください。詳しくは南阿蘇村ホームページをご覧ください。「登録申請書」は南阿蘇村商工会、役場政策企画課に準備しております。また、南阿蘇村のホームページからもダウンロードできます。

〈問い合わせ〉南阿蘇村商工会 TEL(67) 9435 政策企画課 TEL(67) 2230

新型コロナウイルス感染症の影響による 村税の徴収猶予の『特例制度』について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入が相当減少した人で、村税を納期限内に納税することができない場合、申請して認められることで、原則1年以内の期間で「納める時期を遅らせる」ことができる『**特例制度**』があります。

この特例制度を利用すると ○担保の提供が不要 ○延滞金がかかりません

【対象となる人】

以下(1)・(2)のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

(1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね**20%以上減少**していること。

(2) 一時に納付し、または納入をおこなうことが困難であること。

(注)『一時に納付し、または納入をおこなうことが困難』の判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される人の置かれた状況に配慮し、適切に対応します。

【対象となる村税】

(1) 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などが対象

になります。

(2) これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の村税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

【申請手続きなど】

(1) 令和2年6月30日、または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

(2) 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合はご相談ください。

徴収猶予の『特例制度』の対象とならない場合でも、地方税における猶予制度を受けられることがあります(地方税法第15条)。詳しくは税務課までお問合せください。

〈問い合わせ〉税務課 収納係 TEL(67) 2703